総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

		医 区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名			
管理 番号	区分	分野									<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
										団体名	支障事例	
	B 地方に対する規 制緩和		者情報の共有化	について、次のいずれかの措置を希望する。①地方自治は第24 の条に条項を追加する改正を行い、同条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が力税に関する事務によって取すした情報を活用できる旨を加える。②地方税法第22条に同との「秘密を活力した」では第2との「を必要な過程というに対した。例をでは、10年の	・滞納者情報を共有化することで、業務効率の向上、コスト縮減が図れるとともに、債務者に対する負担軽減にもつながることから、現行制度の改正が必要と考える。 ・なお、左記の法改正を行うことを第一の希望とするが、何らかの事情により法改正を行うことができない場合においては、総務省より各団体に対し、「法律上明文化はされていないが地方自治法第240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり、当該団体が地方税に関する事務によって取得した情報を活用することは、地方税法第22条における「秘密を漏らし、又は窃用した場合」には当たらず、同条違反となることはない」旨を通達し、法解釈の統一により上記問題の解決を図ることを希望する。	び行政事務の効率化が図れる。 ・財産調査の情報を共有することで、法的措置による回収又は徴収緩和措置の適用など、効果的かつ効率的な債権管理に取り組める。	·地方自治法第240条 第2項及び第3項 ·地方公務員法第34条		姫路市	市区市安茨尾川川県市市東知市、江八上圏木市市、川新西川、大岡川王市・八屋市島浜浜市高市、川新西川、岡田県、延町・保田市、保田島浜浜市高村市・	る。 当市の経営規模から公営企業の扱う債権は、同一部署で同一職員が、私債権(水道料金)と強制徴収公債権(下水道使用料)の両方を管理しているのが実態で、下水道使用料と水道料金の両方を滞納している場合は、強制徴収が可能な債権で資力確認された情報を、強制徴収ができない債権を回収するために使えないことから、水道料金債権の回収が困難となり債権管理上支障となる。このため地方自治法240条第2項又は第3項の事務を行うにあたり適用されない旨の明文化が必要。収納課においては、同じ限内において、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権が混在しており収集した情報について共有せざるを得ないが、適法性について疑義がある。担当者を完全に分離することは不可能である。また、強制徴収公債権担当者が国人権程制を持ている。また、強制徴収公債権担当者が国人権程制者を受け、同じ限内において、強制徴収公債権との経済を得では、同一担当者が同様の資力調査を繰り返し行うこととなり、負担増の他、自治体に不信感を持つことも想定される。〇公営住宅使用料やし尿処理手数料、貸付金等の滞納処分ができない債権についても、地方稅と同様、地方自治体が適正に管理すべき債権であり、これらの債権の回収を図ることは、かの歳入を確保するともに、住民負担の公平性を確保すると上で重要である。そのため、地方自治法第240条第2項及び地方自治法施行令第171条の26号において、滞納債権について、訴訟手続き等により回収を図っているところであるが、地方稅に関する情報(質問後者情によって収集した情報を含む)の共有・活用ができないことから、就労を有する作物で提びできず、回収できない事例が存在する。また、一方で、無資力又はこれに近い状態の滞納者については、地方自治法施行令第171条の6に以履行延期で特約委任うた後、資力外回復ななければ、地方自治法施行令第171条の6に以優行延期に関行を訴して、第カ外回復ななければ、地方自治法施行令第171条の6に以優行延期に対しているが、無資力又はこれに近い状態の滞納者でさないことから、未来、免除されるべきものが免除されない、あるいは、資力を有するにも関わらず無資力を装ったのが免除されるという懸念がある。こうして現状を解消し、より適正な債権管理を行うため、地方稅に関する情報の共有・活用を図る必要がある。〇当市では徴収一元化を進めているが、市税情報等を非強制徴収公債権、私債権と共有化さないため滞納者から、対情報と同同意書をとのするに対し度行取り、地方稅に関する情報の共有・活用を図る必要がある。〇当市では徴収一元化を進めているが、市税情報等を非強制徴収公債権、私債権と共有化さないため滞納者から、日間の意とをとりするで対しているが、未続者がら、地方稅に関する情報の共有・活用を図る必要がある。	
	B 地方に対する規制緩和	その他	針を定める際の関係	府県が過疎地域自立促進方針 を定める際の総務大臣、農林水 産大臣及び国土交通大臣への	都道府県は、過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域自立促進方針を定め	過疎地域自立促進方針策定にかかる大臣協議が廃止されることによって、地域の主体性が高まるとともに手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。			兵賀府県県県域東、大歌取島西 県、大歌取島西 佐関合		〇都道府県が定める過疎地域自立促進方針として、本県では平成27年11月9日に協議を行い、同年12月11日に同意の回答を得ている(約1ヶ月を要した)。 〇過疎地域自立促進方針の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27方針策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要した。)	